

令和5年宇治田原町総務建設常任委員会

令和5年12月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第73号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する
について

日程第2 各課所管事項報告について

○建設環境課所管

- ・第3回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について
- ・第1回宇治田原町環境審議会の開催結果について

○まちづくり推進課所管

- ・令和5年度第1回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について

○産業観光課所管

- ・森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）指定管理業務等の令和5年度事業状況等について

日程第3 その他

1. 出席委員

| | | | |
|------|-----|-------|----|
| 委員長 | 10番 | 原田周一 | 委員 |
| 副委員長 | 6番 | 宇佐美まり | 委員 |
| | 1番 | 山内実貴子 | 委員 |
| | 7番 | 藤本英樹 | 委員 |
| | 8番 | 今西利行 | 委員 |
| | 12番 | 浅田晃弘 | 議長 |

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長 山 下 康 之 君

| | |
|----------------------------|--------------|
| 政 策 監 | 星 野 欽 也 君 |
| 総 務 担 当 理 事 | 奥 谷 明 君 |
| 建 設 事 業 担 当 理 事 | 垣 内 清 文 君 |
| 総 務 課 長 | 村 山 和 弘 君 |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 廣 島 尚 夫 君 |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 飯 田 謙 吾 君 |
| 総 務 課 課 長 補 佐 | 西 尾 岳 士 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 中 地 智 之 君 |
| 企 画 財 政 課 課 長 補 佐 | 岡 本 博 和 君 |
| 税 住 民 課 長 | 廣 島 照 美 君 |
| 建 設 環 境 課 長 | 谷 出 智 君 |
| ま ち づ ぐ り 推 進 課 課 長 補 佐 | 植 村 和 仁 君 |
| 産 業 観 光 課 長 | 田 村 徹 君 |
| 産 業 観 光 課 課 長 補 佐 | 檜 木 忍 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 下 岡 浩 喜 君 |
| 上 下 水 道 課 課 長 補 佐 | 垣 内 紀 男 君 |
| 上 下 水 道 課 課 長 補 佐 | 森 本 崇 嗣 君 |
| 上 下 水 道 課 課 長 補 佐 | 石 田 隆 義 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 長 谷 川 み どり 君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 矢 野 里 志 君 |
| 庶 務 係 長 | 重 富 康 宏 君 |

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき誠にありがとうございます。

本委員会は、12月6日に上程され、付託されました議案第73号の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、12月議会の定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

また、当委員会の原田委員長また宇佐美副委員長のもと、各委員の皆さんにはどうぞよろしくお願い申し上げます。

今日はもう12月11日ということで、令和5年もあと20日で終わろうという年末の非常に慌ただしい時期におきまして、本当に12月、日が速いなというのと、あわせまして、やはり日照時間も非常に短くなってきているというふうに感じます。二、三日前から平年の12月よりもちょっと暖かいような感じを受けているところでございまして、今週もまた雨とか、また昼間の気温も少し暖かいのではないかなというふうに思っておりますけれども、また来週に入りましたら寒さが厳しくなってしまうので、委員の皆さんにおかれましては、まずは健康にご留意をいただきたいというふうに思うわけでございます。

そういった中で、例年でございますけれども、宇治田原町消防団も12月26日から4日間の年末警戒を実施していこうと、このようにも聞いておるところでございます。また、

新年の令和6年1月7日には出初式と、あわせましていわゆる成人式である二十歳のつどいが開催されるということでございますので、また委員の皆さんにはご出席賜り、いろんな視点でご指導を賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今、ちょうど宇治田原町は古老柿の生産の最盛期ということで、この13日ぐらいから宇治茶の郷で初物が出るというふうにも聞いているところでございます。これも「宇治田原町の冬の風物詩」ということで、非常に気候も心配するところでございますけれども、いいのができていると聞いているところでございます。

そうした中で、新型コロナにおきましては7回目の予防接種もしていただきまして、この12月の中旬ぐらいからは、医院によって若干異なりますけれども、各医院のほうで個別に予防接種をしていただくということでお願いもしており、徐々にまた受入れをしていただけるのではないかとこのように思っているところでございます。新型コロナまたインフルエンザという、流行するのは冬場や思っていたのが夏場にも流行しているというようなことがございますので、そういった点についても、まずは健康管理が一番だというふうに思っておりますので、住民の皆さんにもそういった点をしっかりと訴えていきたいというふうに思っております。

それと、本当にこう寒くなってまいりますので、火の取扱いが非常に多くなる季節でございますので、住民の皆さんに、火の元には十分注意していただくように、これもしっかりお願いしていきたいなというふうに思っているところでございます。

さて、今日の総務建設常任委員会では、付託議案の審査が1件と、それとまた各所管事項の報告、特に建設環境課また産業観光課、こういったあたりが報告をさせていただくということになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） これより議事に入ります。

日程第1、「付託議案審査」について。

議案第73号、「宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） 改めまして、おはようございます。

それでは、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明させていただきます。

議案第73号資料をご覧ください。

令和元年5月、戸籍法の一部改正に伴いまして、国、法務省と市区町村の戸籍システム連携、戸籍情報連携システムによりまして、本籍地以外の市区町村窓口での戸籍謄本等の交付、広域交付が可能となるなど新たに発生する事務について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正によりまして手数料が定められたことに伴い、本条例において改正をするものでございます。

主な改正内容としましては、戸籍謄本、除籍謄本の広域交付に係る文言を追加しております。

手数料は、戸籍謄本、除籍謄本とも現在交付しているものと同額の、それぞれ戸籍謄本450円、除籍謄本750円となります。今までは本籍地の市区町村でしか交付できなかった戸籍謄本、除籍謄本が全国どこの市区町村でも交付可能となります。ただし、戸籍抄本、除籍抄本については実施未定となっているところでございます。

次に、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、新たに手数料の規定を追加しております。戸籍は400円、除籍は700円となります。戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号といいますのは、電子的な戸籍証明書の発行を可能とするためのパスワードを発行することになります。今後、国のシステム構築後、利用可能となるもので、現時点で活用が予定されている事務につきましてはパスポートの発給申請でございまして、窓口での手続、また今年3月27日から可能となっておりますオンラインでのパスポート申請についても、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルから、戸籍電子証明書提供用識別符号を取得して手続ができるようになります。早くとも令和6年度末から可能となる予定となっております。

施行期日につきましては、令和6年3月1日から施行となります。

また、ただいまの冒頭に申し上げました、令和元年5月の戸籍法改正に伴いましてできるようになることのうち、手数料徴収条例に関することのみ先ほどご説明させていただきましたが、それ以外にも、婚姻届等戸籍の届出の際に、本籍地ではない市区町村に

届け出る場合に添付する必要があった戸籍謄抄本が、戸籍情報連携システムを利用して戸籍を確認することができるようになるため、添付が不要というふうになります。同様にこちらも、令和6年3月1日から施行となります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手を願います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 質疑が特にないようでございますので、これにて終了いたします。討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第73号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第73号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出したいと思います。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月14日木曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局から何かございませんでしょうか。

（「いえ、ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。

これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時15分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

日程第2、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

最初に、建設環境課所管の「第3回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について」説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、第3回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果についてご報告させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

「宇治田原町環境基本計画」の第3期計画の策定のために、これまで過去2回策定委員会のほうを開催して、ご報告申し上げております件の第3回目でございます。

開催は11月1日にさせていただいております。北川会長、芦原副会長をはじめ委員の方、記載のとおり出席いただいた上で、環境基本計画の原案についてご協議いただいたところでございます。

中段から以下のところでございます会議結果でございますが、まず、10月15日にエコパートナーシップうじたわらのほうで開催させていただきました、ワークショップの結果であったり、第3期計画で新たに設定します「目指すべき環境像」について、種々意見いただいたところでございます。

主な意見といたしましては、「宇治田原町らしさ」を目指す環境像に表すというところで、「豊かな自然」であったり、「人にやさしい」、「循環型の社会」というようなキーワードを入れてはどうかというようなご意見をいただいたところでございます。こちらの意見についてワークショップでも同等に、「自然」、「住みやすい町」、「人づくり」というところでご意見を出していただいたというところでございます。

今回は、2月に第4回目の策定委員会の開催を予定しておりまして、1月に予定しておりますパブリックコメントの結果と最終案について、また第4回でご協議いただくというような予定になってございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 協議内容及び結果という中で、最後に環境省が推進する「30 by

30目標」というんですかね、このことが書かれていて、「将来、本町の山林等を「自然共生サイト」として認定を受けることについて検討することとした。」ということの文言があるんですが、ちょっとこのことをどういうことか教えていただけたらと思います。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） この「30 by 30」といいますのは、環境省のほうで、2030年度までに国土の30%を環境保全地域というようなところで設定するというような目標を掲げているものでございます。

本町といたしましても、環境保全計画を策定したときに1つ、リーディング事業というところで、こういったことに手を挙げてもいいのではないかとというようなところで、ご提案いただいたところでございます。これにつきましては、まだメリット・デメリット等の精査が終わっておりませんので、必ずしも参加するというところではございませんが、こういったご意見をいただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（山内実貴子） ありがとうございます。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、「第1回宇治田原町環境審議会の開催結果について」説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、第1回宇治田原町環境審議会の開催結果についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、先ほどご説明もさせていただきました「環境基本計画」の3期計画の原案について、審議会としてご協議いただいたものでございます。

11月15日に開催させていただきました。こちらにつきましても、北川会長、芦原副会長というところで、以下の記載のとおり委員のご出席をいただきまして、環境基本計画の原案とこの後のパブリックコメントの実施についてご説明、ご協議いただいたところでございます。

会議結果につきましては、中段以降でございます。

こちらにつきましては、先ほどの策定委員会のほうで協議していくとなっております「目指すべき環境像」につきまして、一定、原案として決定させていただいたという

ところでございます。読み上げますと、「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」というようなところで、目指すべき環境像を設定したというところでございます。このほか、環境基本計画の字句修正等は多少ありましたけれども、一定、原案どおりご承認いただいたところでございます。

それを受けまして、1月にパブリックコメント（住民意見募集）を実施し、2月、3月に環境審議会のほうを再度開催させていただきまして、計画案の諮問・答申を受ける予定となっております。

こちらにつきましては、「基本計画策定について」というところで、別紙資料のほう、つけさせていただいております。計画策定の趣旨であったりとか計画の構成、この辺の立てつけについては、前回の委員会のほうでご説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

最後のページに、前回の委員会のほうではまだご提示させていただいておりませんでした、「目標管理項目」というのを上げさせていただいております。上から、温室効果ガスの排出量だったりとか、森林整備面積の目標を掲げております。こちらにつきましては、国・府の目標値に沿った数字に合わせていっているのと、担当所管課との協議のうえ、設定したものでございます。目標値につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） じゃ、ちょっと幾つか質問したいと思います。

もう既に今の説明で、基本計画についてはこの前説明あったということで、ちょっと関連して質問させていただきたいと思います。

まず、ページ4の5、これ前に質問したかもしれないけれども、ごみの野焼きとありますが、これはどうするのかを記載されていないんですけれども、この点はどういうふうに考えるの。本来ならば何か記載すべきやと思うんですけれども、ごみの排出量削減とかね。そのあたりいかがですか。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） すみません、ごみの削減に取り組むというところの項目の、今ご質問……。

○委員長（原田周一） お尋ねの項目はそれでよろしいですか。今西委員。

○委員（今西利行） そうですね、ごめんなさい。

○建設環境課長（谷出 智） ごみの排出量の削減をやっていきますというような構成になっているのですが。ええと、すみません、もう一度……。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ごみの野焼きについて、どうするかを書いたほうがいいのではないですかということなのですが。

○委員長（原田周一） ちょっと、ちょっと。暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時24分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。今西委員。

○委員（今西利行） 私はごみの野焼きについてはどうする、禁止されているということでしたかね、だから具体的にどういうふうに。実際行われていると思うんですよ、残念ながら。それをどういう形で対処していくかということを知りたかったんです。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 具体策につきましては、実際今はごみの野焼きにつきましては、通報があったら、私どもが駆けつけてお話をする中で、そういうなんは駄目ですよ言うことでやめていただいているというところです。

今ご質問の内容もそうですし、ほかの案件につきましても、あくまでこちらにつきましては抜粋でありますので、パブリックコメントのときには本文を全部書き出させていただけますので、またそちらのほうにはもう少し細かくは書いているんですが、今のご質問でいいましたら、ごみの野焼きについてはまずもってごみを、その前段ですね、基本目標のところ、ごみの削減、適正に処理するということ、ごみの野焼きは引っかかってくるので、これを撲滅というか、削減していきましょう、やめてもらいましょうというようなところを、目標管理項目に町の取組として書かせていただいているというところがございます。

以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。今西委員。

○委員（今西利行） 分かりました。そうしたら、もう1点ですが、これ、前も質問したかもしれないんですけども、豊かな自然それから自然環境の保全、開発と保全の調和というふうに書かれているんですけども、現に宇治田原町において不法投棄されているところとか、あるいは岩山小釜のように自然が壊された状態にあるとか、あるいは住宅地の近くで騒音等で少なからずその住民の方が影響を受けておられるところがあるん

ですが、今の条例ではなかなか対応し切れないというふうに聞いているんですけども、そのあたり、今後どのように対応されていこうとされているのかお聞かせ願いたいんですけども。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今のご質問でいいますと、現在、宇治田原町の開発の条例のほうで今後もやっていこうというところは、これまでの委員会でもお話をさせていただいていると思います。

さすがに、どういうんですかね、法律で縛れへん例えばその騒音であっても、いうたからお互い様ではないですけども、例えばですよ、家の解体のときには、音が出ます。で、こういうなんをご挨拶に回っていたら、まあまあお互いさんやなと思はるところを、ご挨拶されへんようなお家もたまにあるんです。ただ、それを条例ではなかなか縛れんというところはご理解いただきたいなど。

あくまでも憲法から法律、法律から条例、こういうような流れの中で、できる限りのことは条例でうたおうとは思いますが、もう個人の資質というか、そんなん常識やろというところまで条例で縛れないんで、その辺はまあまあ皆さんで気をつけていただいでやっていただきたいなというところが本音の部分です。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 何度も谷出課長とも話をさせていただいているんですけども、やはり現に宇治田原町の中で今こういう形で環境保全ということであつたわられているので、現に起こっている問題について、やはり今の条例ではなかなか対応し切れないということなんですけども、今後やっぱりそのあたりも何ほか対応していただいているとは思いますが、今後ともまたよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○委員長（原田周一） 答弁よろしいですね。

○委員（今西利行） はい。それと。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） それと、もう1件は、エコパートナーシップとともにその進行管理、課題を共有とあるんですけども、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけたらと思うんですけども。

○委員長（原田周一） どこの部分ですか。

○委員（今西利行） ページ5の部分です。

○委員長（原田周一） ページ5の……。ちょっともう一度質問をお願いします。

○委員（今西利行） 「本計画の進行管理に当たっては、エコパートナーシップうじたわらと共に進行管理と課題を共有し」とありますが、私も何回か参加させていただいているんですけども、実際どういう形で、今言うたように進行管理、課題等の共有等について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） エコパートナーシップうじたわらにおきましては、月1回会議を持っていただいております。担当課長の私と担当係長のほうも出席する中で、課題を共有してというところが、こちらの書きっぷりの根拠となっております。

また、最終ページのご説明もちらっとさせていただきましたけれども、例えば環境学習の実施、一番下にございますが、こういった実際の取組においても、エコパートナーシップうじたわら主催というところでやっております。これは行政が直接させていただくよりも、より「住民さんの自らの手で」というところをもってエコパートナーシップうじたわらで実施していただいているところです。

こういった取組等も含めて、進行管理であったりとか課題を共有して、一緒にやっていくというようなところを、ここで記載させていただいているというところです。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今、ページ6のところなんですけど、例えば2の家庭ごみの排出量、書かれていますけど、前にも質問したかもしれない、実際にこれ、減らしていくということなんで、どういう形で減らしていこうとされているのか。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） まずは、ごみ減量の取組について住民の皆さんにご理解いただくというところかと思えます。まあ、簡単にできる取組といたしましては、水分を切るだけでもごみの総量としては大分減ります。

また、紙ごみ、そういったものにつきましても、名刺以上のサイズでしたら紙ごみに回してもらえると、資源物として回収できるんですけども、やはりそれもまだ多くない状況です。やっぱり最近雑誌とかはきちっと出していただけるんですけども、普通の紙程度でしたら、可燃ごみのほうにぐにゅぐにゅとしてぱっと捨て去るというところが物すごく見当たるので、そういったところから住民の皆さんに啓発させてもらって、削減に取り組んでいただくように、うちのほうで啓発していきたいなというふうなこと

を考えております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ほかの市町ではかなり細かく分別されているところがあるんですけども、そういう新たな分別等については考えておられないですか。

○委員長（原田周一） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） うちのほうは、ごみのほうにつきましては、城南衛生管理組合のほうですね、6市町で同時に取り組んでおりますので、うちだけが分別を広げてもまあまあしゃあないっちゃしゃあないもんで、その辺は6市町、城南衛生管理組合の枠内でいろいろ検討していくと思っております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 最後に4の担い手認定農業者数がありますが、これについては具体的にどのような方法で増やしていこうとされているのか、もし考えがあれば教えてください。

○委員長（原田周一） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 担い手認定農業者数についての質問ということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

担い手ですので、まず、既に農家をやっておられる方の後継者の方ですね、だんだんと育ってっております。それと、新規就農者の相談というのも増えておりますので、今までの農業者プラス新たに取り組まれる方というのを取り組んで、何とか担い手認定農業者を確保していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 以上で結構です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。はい。

ほかにご質問ある方。山内委員。

○委員（山内実貴子） こうやって具体的にパブリックコメントでは示されるということですが、やっぱり今、本当に環境問題というかSDGsの取組とかもあって、本当にいろんな取組を細かくやっていかないと、地球温暖化というのは本当になかなか収まっていけないというところがあるので、今後も具体的にその住民の方に周知をしっかりと

ていただきたいなと思っています。答弁はいいです。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（山内実貴子） 以上です。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて建設環境課の所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、「令和5年度第1回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果について」説明を求めます。植村まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

令和5年度第1回宇治田原町空家等対策協議会の開催結果についてご報告申し上げます。こちら、第2期の空家等対策計画に基づく各種施策の進捗状況の報告、それとあわせまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等について、協議会のほうで情報共有を行いました。

開催日時は11月28日、出席委員につきましては、京都府立大学名誉教授の小沢会長ほか、計8名の委員にご出席いただいたところでございます。

議題につきましては、こちら（1）から（4）まで書かせていただいておりますが、空き家対策の取組状況について、①管理不全空家等除却補助の実施状況、②お試し住宅の運営状況、③空家バンクの状況、それから④空家改修補助の実施状況、（2）につきましては、先ほど申しあげました特別措置法の改正、それから（3）相続登記の義務化について議題とさせていただきました。

結果につきましては、こちら、第2期空家等対策計画に基づきまして、この間取り組んできました施策について状況報告、それから意見交換を行いました。また、特別措置法の一部改正が12月に施行されますので、概要とともに令和6年4月から開始されます相続登記の義務化について説明を行ったところでございます。

こちら点線四角囲みで、特別措置法の一部を改正する法律の概要のほうを書かせていただいております。

背景につきましては、使用目的のない空家につきましては、この20年間で大体約1.9倍に増加し、今後さらに増加していく見込みでありますことから、その除却等のさらなる促進に加えて、周囲の環境に悪影響を及ぼす前の有効活用、適切な管理を総合的に強

化していく必要があるということで、この法律の改正の概要等につきましては、空家所有者の責務を強化していくために、国・自治体の施策に協力する努力義務を追加したほか、空家の「活用拡大」それから「管理の確保（悪化の防止）」、「特定空家の除却等」の3本柱で対応を強化していくというような改正になっております。

裏面に、出された意見等の概要を書かせていただいております。

計画に位置づけた各取組につきましては、コロナ禍が明け、社会全体の移住意識も落ち着いてくるなどの社会環境も含めた課題等はあるものの、着実に実施されている。それから、全国版空家バンク等の広報媒体の活用によるアプローチにも努めるなど、工夫があった。

次に、空家バンクの登録件数、現在登録件数は1件でございますが、それも含めて町内の物件不足が続いており、移住空家に関するお問合せ相談件数は、昨年度でいいますと35件相談件数はあったものの、やはり物件がない分、他の市町村へ流れてしまっている現状が見られるため、空家所有者へのアプローチ、細かな単位で地域に周知していく努力が重要になってくる。

また、移住希望者の階層といたしましては、子育て世代また退職後の新たな人生を始める世代がその辺多数を占めておられますので、特に子育て世代につきましては就学等の節目で行動を起こされるタイミングが多いので、そのときの物件の有無も移住に影響を及ぼすことから、その辺の時期を見た広報活動も重要であるというようなご意見をいただきました。

また、先ほどから申し上げております関連法案の一部改正に関することですが、まだ国のガイドライン等が示されていない状況でございますので、今後その国との動きを注視しながら、協議会としても対策を進めていくことを確認したところでございます。

協議会の報告につきましては以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） それでは、何点かちょっと聞かせていただきたいと思えます。

以前、総務建設常任委員会のほうで、お試し住宅の住居者の推移というのはある程度定期的に報告してもらっていたと思うんですけども、今も途切れることなく入居者のほうはいらっしゃるんですかね。

○委員長（原田周一） 植村補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） 今年度につきましては、令和5年5月から7

月末までご夫婦の方が入居されていたのですが、それ以降、募集をかけてもなかなか集まらない、応募がない状況でございました。その辺を踏まえて、全国版の空家バンクのサイトとかに情報をアップさせていただきまして、この12月1日から2月末までの間で、予定で大阪から大人の方1名の応募がありまして、今入居いただいている状況でございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） はい、分かりました。7月以降はないということで、7月まで入ってはった人とか、退去された家族の反応とか、その後どうされたかというのは把握されますでしょうか。

○委員長（原田周一） 植村補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） まず、入られていた方の感想でございますが、ヒアリングをさせていただきました。宇治田原町、空気が澄んでいてよかったとか、思っていたよりはお店が周辺に多くて生活しやすいとか、道路のほうにつきましても整備も進んでいますし、その辺がしっかりと整備されているとか。あと、自然が残って、おいしいお茶が飲める。というようなご意見、感想をいただいております。

そのご夫婦の今後の意向につきましては、まだ物件等を町内でも探しておられますが、なかなかその希望に合うような物件がなくて、結論が出ていない状況であるというのは聞いております。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ありがとうございます。今も物件がないと言うてはるんですけども、空家バンクに登録してもらおう方の発掘方法というのはどういうふうにするんですか、それとも相談を受けてこっちで行政のほうで対応するんですか、その辺ちょっと教えてもらいませんか。

○委員長（原田周一） 植村補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） 先般行われました区長会において状況等を説明させていただきまして、回覧等ご協力いただいて回していただいたところでございます。そちらに空家バンク等々の相談があればご連絡くださいというような形で書かせていただいております、そのようなご相談があった場合は現地へ行き、その所有者の方とも相談させていただくというような形で進めているのと、あとは、私どもからまた区・自治会のほうに、区長等にも直接お話に行き、そのような掘り起しについても情

報をいただくというような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ありがとうございます。できるだけ1件でも多く空家が見つかって、それが移住につながればと思うんですけども。

ちょっと質問の趣旨を変えさせてもらいたいですけれども、もし移住された方が就農とかを希望された場合、農地を貸出しする方法というのはあるんですか。

○委員長（原田周一） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） ただいまのご質問ですけれども、以前でしたら下限面積というのがございまして、就農される方は3,000平米借りなければ就農できないという要件があったんですけども、それが今年4月の法改正によりまして、この下限面積という要件がなくなりました。

そこで今のご質問ですけれども、移住された方が就農を希望された場合は、どんな作物やられますかとか、農機具どうされていますかとか、そういったことを事務局のほうで相談を受けて、それで農地お考えのところ、うちのほうには農地のストックはございませんので、希望される地区で農地借りたいということがありましたら、地元の農業委員等にご相談させていただいて、それにつながって、農業委員会で協議するといった流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。定年後に農業を営みたいというサラリーマンの方は一定程度いらっしゃると思うんですけども、その辺の方をターゲットにしてもらって。

あと、空家バンク登録と言うても、なかなか先祖代々受け継いできた家のことですので、仏壇問題とかもあると思いますので、課題のほうも多いと思いますけれども、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（原田周一） よろしいですか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） はい。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ある方ございませんでしょうか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 先ほどご説明のありました空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の概要の中で、「周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的

に強化する必要」があるという背景が書かれていて、本当に実際そうやなと思うんですけども。

ちょっと前というか、今年度も危険空家等のことでチラシ等を出されていると思うんですが、今後何かそういう取組はあったりするんでしょうか。

○委員長（原田周一） 植村補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） 先ほども申しあげましたように、区・自治会のほうから、また各区長とも協議しながら、そのような情報は吸い上げていきたい。また、地域の方からも回覧等も配付しておりますので、そのような実際相談もいただいておりますので、そのような形で情報は吸い上げていきたいと考えております。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当に空家として貸してくれはるとというのがなかなか難しいと思うんですが、やっぱり全然人が住んでないというところで、傷みもひどくなっていくと思うので、少しでも活用できるように、またよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。はい。

ほかにご質問のある方ございますか。今西委員。

○委員（今西利行） すみません、今も藤本委員のほうからかなり詳しい質問があったので、ちょっと省きますが、私もその入居希望者については、例えばふるさと塾とか、今新しい層があるんですけども、いろいろ聞いているんですけども、なかなかマッチングがうまくいかないという話も聞いていますので、今後またそのあたりも十分また聞き取りなんかをされていったらどうかなというふうに思います。まあそういうことです、一応、意見というか、はい。

○委員長（原田周一） 答弁よろしいですか。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、これにてまちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の「森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）指定管理業務等の令和5年度事業状況等について」説明を求めます。檜木産業観光課課長補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） それでは、末山及びくつわ池自然公園の令和5年度

の事業状況等につきましてご説明申し上げます。

1の指定管理者でございますが、これは昨年度より須河車体株式会社のほうにお願いしております。

そして、2でございますが、今年度と令和4年度、昨年度の4月から11月まで、同時期における入園者数の比較データを掲載しております。月によって増減ございますが、合計で申し上げますと、この8か月間で昨年度1万4,703人、そして今年度1万4,522人ということで、ほぼ横ばいで変わらずというような結果が出てございます。

そして、3、イベントでございます。今年度行われましたイベントでございますが、表の①から⑦が既に実施済みでございます。5月、マルシェイベント、6月、プール清掃イベント、7月、アウトドア婚活イベント、7月、森の清掃活動、8月、クワガタイイベント、10月、アウトドアイベント、そして直近では11月19日に、宇治田原オートキャンプ場inくつわ池ということで開催されておられます。そして、⑧が今後の実施予定でございますが、天体観測イベントということで、やはり星を見るには冬のほうがきれいに見えるということで、今のところ1月に開催を予定されておられるということでございます。

そして、以下、イベント状況の写真を裏面に続いて載せておるところでございます。

続きまして、4、施設整備でございますが、既に実施済みのものとしたしましては、ピザ窯そして冷凍餃子の自動販売機が既に整備済みです。そして、今後の実施予定でございますが、シャワー棟の新設1棟、そしてグランピング施設合計5棟の中に、それぞれ既設バンガローの改修、テント新設が含まれております。それから、電源付キャンプ区画、こちらが旧テニスコート区域内に5区画程度、電源のある施設を設置するというものでございます。

そして最後に、参考といたしまして、平成29年度以降の入園者数の推移を記載しております。先ほど申し上げました直近8か月の入園者数から推測いたしますと、今年度の計画目標が3万人ではございますが、今時点で横ばいということなので、なかなか今から目標の3万人達成というのは厳しい状況ではございますが、須河車体が指定管理を受ける令和3年度以前と比べますと、初年度の昨年度におきましては、施設の充実を図りつつ過去最多の入園者数を記録してございまして、今後においても入園者の増加が望めますことから、同社による運営は適正であるというふうに考えております。須河車体への指定管理期間は来年3月末で満了を迎えますが、現在、同社への指定管理継続に向けて検討しているところでございます。その結果につきましては、また改めて3月議会に上

程いたしますので、その節にはよろしくお願ひ申し上げます。

報告は以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願ひます。ございませんか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） くつわ池のほうもインスタとかでよく情報発信していただいて、こちらのほうにも入ってきていて、活発に活動してもらっていると思うんですけども。

まず、⑦のオータムフェスが突出して集客数が多いんですけども、これは毎年、年1回の開催になるんですかね、それか春、秋とか。その辺、増やすようにするという考えは、何か聞いてはりますか。

○委員長（原田周一） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） こちらのイベントでございますが、今年度も5月と11月の2回開催ということで開催されました。昨年度10月に実施されましたフェスタにおきまして、駐車場不足の問題というのが結構あったようで、須河車体の前の社屋からバスでピストン輸送されたりとかいうところもあって、なかなかそういった対応が、今後なかなか難しいのか、またさらなる改良の余地があるのかというところで、いろいろ検討されておられます。年1回大きいのをやるか、今年みたいに春、秋で分散されるかというのは、まだ継続で検討されておられるように理解しております。

以上です。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） できたら年2回ぐらいやって、町を盛り上げてもらったらと思ったりしますので、よろしくお願ひします。

それとあと、この③アウトドア婚活イベントというのは何か、カップルが成立したとかその辺って、何か報告って聞いてはりますか。

○委員長（原田周一） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） この件については、私も藤本委員のように結果が気になりまして、聞きました。そうしましたら、何組かは連絡先の交換がされたということで、まあまあそれが一つのきっかけで、また最終的に結婚とかにつながればいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ありがとうございます。ぜひこのアウトドア婚活イベントをきっか

けに結婚されて、それが宇治田原に住んでくれはったらもう言うことないと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方。今西委員。

○委員（今西利行） もう先ほど説明あったんですが、本年度の目標が3万人に対して現状厳しいということで、天体観測の取組が予定としてあるんですけども、それ以外ね、一応3万人ってなっているので、何か工夫というか、今後取組を冬に向けて考えられますかね。

○委員長（原田周一） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） 現在のところ聞いておりますイベントにつきましては、この天体観測イベントのみなんですが、また集客に向けて努力するように、先方にも申し伝えようと思っております。

以上です。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） ちょっと関連というか、実施予定の3つ項目がありますが、これは来年度やるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（原田周一） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） こちらの実施予定につきましては、原則、令和5年度以内の完了というところで目標にしております。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今年度中にやるってということですね。

○委員長（原田周一） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） はい、おっしゃるとおり、今年度中の完了を目標にしております。

○委員長（原田周一） 以上でよろしいですか。今西委員。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、これにて産業観光課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ないですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 当局のほうから、何かございましたら。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、「その他」を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) 当局のほうから何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 事務局のほうから、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は付託議案1件、各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたこと、御礼申し上げます。

第3四半期も終盤に差しかかり、今年度も残すところ3か月になろうとしております。また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう、重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としております。1月24日午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時59分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 原 田 周 一